明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○電気通信番号規則の一部を改正する省令（総務二）　一

〔告　示〕

○平成二十七年歌会始のお題を定められた件（宮内庁一）　二
○国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件（総務四）
○除籍が滅失した件（法務八～一〇）
○土地家屋調査士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（同一一）
○司法書士法第三条第二項第一号の規定による研修の指定に関する件（同一二）
○移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進を図るための基本的な方針を定める件（厚生労働七）
○中央卸売市場の開設に係る告示事項の変更に関する件（農林水産六三）　五
○飼料の公定規格の一部を改正する件（同六四）
○開発保全航路において確保すべき水深の一部を改正する件（国土交通二八）
○高速自動車国道に関する件（同二九～三一）　六
○住宅の品質確保の促進等に関する法律の規定により登録住宅性能評価機関の登録内容を変更した件（関東地方整備局一一）
○浄化槽の型式を認定した件（同一二）
○道路に関する件（中部地方整備局一～三）　七
○都市計画に関する件（近畿地方整備局五）
○道路に関する件（中国地方整備局五）　八
○道路に関する件（四国地方整備局五）
○道路に関する件（九州地方整備局四）

〔国会事項〕　八

〔人事異動〕

内閣　外務省　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　九

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十六年度弁理士試験の施行（工業所有権審議会）　一〇

〔公　告〕

諸事項

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　二

地方公共団体

教育職員免許状失効関係　三

会社その他

省　令

○総務省令第二号

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第五十条第一項の規定に基づき、電気通信番号規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年一月十五日

総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久

電気通信番号規則の一部を改正する省令

電気通信番号規則（平成九年郵政省令第八十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第三号中「携帯電話」の下に「又はＰＨＳ」を加え、同項第四号を削り、同項第五号中「第八号」を「第七号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第六号中「第九号」を「第八号」に改め、同号を同項第五号とし、同条第二項中「及び第四号」を削る。

第十条第一項第一号中「携帯電話」の下に「若しくはＰＨＳ」を加え、「、同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるＰＨＳに係る端末系伝送路設備」を削り、「第十号」を「第九号」に改め、同項第二号中「第十一号」を「第十号」に改め、同条第二項中「、同項第三号」を「又は同項第三号」に改め、「携帯電話」の下に「若しくはＰＨＳ」を加え、「又は同項第四号に規定する電気通信番号により識別されるＰＨＳに係る端末系伝送路設備」を削る。

第十二条中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第十三条中「第十三号」を「第十二号」に改める。

第十四条第二号中「第六号」を「第五号」に改める。

第十五条第三項第一号中「又は第四号」を削る。

第二十条中「携帯電話」の下に「又はＰＨＳ」を加える。

別表第一第六号中「、5及び6」を削り、同表第七号を削り、同表第八号中「第9条第1項第4号」を「第9条第1項第5号」に改め、同号を同表第七号とし、同表第九号中「第9条第1項第5号」を「第9条第1項第6号」に改め、同号を同表第八号とし、同表中第十号から第十三号までを一号ずつ繰り上げる。